

平成二十二年

秋の褒章・叙勲及び危険業務従事者叙勲 高齢者叙勲受章者紹介

公益の利益のために、長年にわたり尽力され多大な功績を残された方々に贈られる褒章並びに叙勲の受章者が発表されました。(順不同)

【黄綬】 秋の褒章



前堂 正進 氏
(平良川)
司法書士業務
司法書士

秋の叙勲

【旭日双光章】



吉山 ト子 氏
(石川白浜)
生活衛生功労
県美容業生活衛生
同業組合理事長

【瑞宝単光章】



国吉 真昭 氏
(上江洲)
消防功労
元うるま市消防団長

【瑞宝双光章】 危険業務従事者叙勲



長崎 正 氏
(みどり町)
防衛功労
元1等陸尉

【瑞宝単光章】



山城 幸也 氏
(喜屋武)
警察功労
元県警部補

【旭日単光章】 高齢者叙勲



長嶺 由雄 氏
(江洲)
元具志川市議

農地法の手続きについて

農地を売買したり、貸借をするときは農地法の許可が必要です。

また、農地を資材置場にすると、転用を行う場合にも事前に農地法の許可を受ける必要があります。

Q 農業を始めたが、農地を買う(借りる)ために条件がありますか？

農地法で許可を受けるためには、原則として①～③の条件を満たす必要があります。

① 農地を買う(借りる) 方またはその世帯員等が、農地全てを耕作すると認められること。

② これから買う(借りる) 農地を含めて、耕作する農地等が3,000㎡(約910坪)以上あること。

③ 世帯員等のなかで少なくとも1人は農作業年間150日以上従事することが可能と認められること。

※ただし個人・法人の別や農業形態等に応じて条件が変わる場合もあるため、詳しくは農業委員会にご相談ください。

Q 農地転用とは、具体的にどのようなことですか？

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に利用する場合であっても転用にあたります。

もし無断転用した場合、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。もし命令に従わない場合は、罰則の適用もあります。



■申請窓口■

農業委員会事務局 (石川庁舎1階)

☎96515608

■申請受付期間■

毎月1日～10日まで

(ただし10日が土日・祝日の場合は次の開庁日まで)